

令和 6 事業年度 監事監査報告書

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「研究機構」という。）の令和 6 事業年度（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめましたので、以下のとおり報告します。

Ⅰ 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査要綱及び令和 6 事業年度の監事監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所等において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査しました。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他研究機構の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、研究機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行いました。

II 監査の結果

- 1 研究機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

研究機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。

なお、業務運営の効率化に向けて、業務改革及びDXの推進の取組を更に進めていくことが望ましいと考えます。

- 2 研究機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められません。

- 3 研究機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の遂行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

- 4 財務諸表等についての意見

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

財務諸表等は、研究機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

- 5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、研究機構の状況を正しく示しているものと認めます。

III 過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

- 1 理事長の報酬水準の妥当性及び職員の給与水準の状況

理事長の報酬水準の妥当性及び職員の給与水準の状況について、指摘すべき事項は認められません。

2 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

入札・契約は、競争性のない随意契約を含め、令和6年度調達等合理化計画に沿って実施され、指摘すべき重大な事項は認められません。

3 保有資産の見直し

令和6年度末の時点で、保有の必要性について見直すべき資産は認められません。

令和7年6月24日

国立研究開発法人情報通信研究機構

監事

佐藤 健治

監事（非常勤）

土井 美和子